

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則	○埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)	一
○知事の保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則 (県政情報センター)	一	
○埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則 (警務課)	二	
告示	○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部振興)	二
○高分解能ガスクロマトグラフ／高分解能二重収束型質量分析装置の購入に関する落札者の公示 (入札執行課)	二	
○大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課)	三	
○大規模小売店舗(既存店)の変更に係る公示 ()	四	
○大規模小売店舗の変更に係る公示 ()	四	
○第二種区画漁業権免許の内容等	五	
○の事前決定 (生産振興課)	六	
○保安施設地区の指定予定 (森づくり課)	六	
○元荒川上流土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)	六	
○埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域の変更 (開発指導課)	六	
○建築協定 (東松山県土)	七	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (秩父県土)	七	
○埼玉県建築基準法施行条例に基づく道路の位置の指定 ()	七	
○国道四百六十二号の区域の変更 (本庄県土)	八	
○県道矢納浄法寺線の区域の変更 ()	九	
○開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土)	九	
○ ()	九	

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十六号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十七号の七中

「試験研究費の額又は教育訓練費の増加額等に係る法人税額の特別控除額

を

「試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額

に改

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県税条例施行規則の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十七号

知事の保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則
知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。
別表歯科技工士試験の項の次に次のように加える。

登録販売者試験	総得点	合格発表の日から六箇月間	県政情報センター
---------	-----	--------------	----------

様式第一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第八号別紙中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十号、様式第十一号及び様式第十八号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年8月26日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

埼玉県公安委員会規則第10号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則
埼玉県警察組織規則(昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 取調べ監督室に関すること。

第53条の3を第53条の4とし、第53条の2を第53条の3とし、第53条の次に次の1条を加える。

(取調べ監督室)

第53条の2 総務課に、取調べ監督室を附置する。
2 取調べ監督室においては、被疑者取調べに対する監督等に関する事務をつかさどる。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千百五十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

特定非営利活動法人トレイル・オリエンテering協会

代表者の氏名

田中 博

主たる事務所の所在地

埼玉県入間市東町一丁目十五番六号

定款に記載された目的

この法人は、(社)日本オリエンテering協会に協力し、日本国内における、トレイル・オリエンテeringの普及推進を図るとともに、環境保全に関する事業を行い、国民の健康体力の向上と障害者スポーツおよび生涯スポーツの振興ならびに環境の保全に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成二十年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
高分解能ガスクロマトグラフ/高分解能二重収束型質量分析装置 1セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県環境科学国際センター事務局
総務担当 埼玉県北埼玉群騎西町大字上種足914番地1
- 3 落札者を決定した日

平成20年7月11日

- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目1番14号
- 5 落札金額
30,439,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成20年5月30日

埼玉県告示第千百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)カインズモール大利根

北埼玉郡大利根町大字琴寄字堤二千九百四番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社 カインズ 代表取締役 土屋 裕雅

群馬県高崎市高関町三百八十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社 カインズ 代表取締役 土屋 裕雅 他

群馬県高崎市高関町三百八十番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年四月九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一万六千五百六十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場 位置 図面省略 収容台数 合計 一、一一四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 二二三台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 位置 図面省略 面積 合計 七七二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 合計 二〇五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 四箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時

ト 届出年月日

平成二十年八月八日

二 縦覧期間

平成二十年八月二十六日から平成二十年十二月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月二十六日から平成二十年十二月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

中村ビル・小川ビル

越谷市平方南町十九の一、二、三、四、五、六、七、八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 面積 千三百四十九平方メートル

(変更後) 面積 千六百五十一平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 五〇台

(変更後) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 合計 九四台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 駐輪場 位置 図面省略 収容台数 一一九台

(変更後) 駐輪場 位置 図面省略 収容台数 合計 一三三台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物等保管施設 位置 図面省略 容量 二四・五立方メートル

(変更後) 廃棄物等保管施設 位置 図面省略 容量 合計 四九立方メートル

トル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後八時 ただし、年間百二十日は午後九時閉店

(変更後) 午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後八時三十分 ただし、年間百二十日は午後九時三十分まで

後九時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 出入口四箇所

(変更後) 位置 図面省略 出入口八箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年四月九日

ニ 届出年月日

平成二十年八月七日

三 縦覧期間

平成二十年八月二十六日から平成二十年十二月二十六日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月二十六日から平成二十年十二月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百六十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店

幸手市大字上高野字菩薩前千二百四十五番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社ジョイフル本田 代表取締役 松山 茂 外九者

(変更後)

株式会社ジョイフル本田 代表取締役 小平 武 外三社

ハ 変更年月日

代表者の変更(株式会社ジョイフル本田) 平成十八年一月四日

小売業者の変更 平成十八年三月十七日

ニ 届出年月日

平成二十年八月七日

二 縦覧期間

平成二十年八月二十六日から平成二十年十二月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月二十六日から平成二十年十二月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鴻巣ショッピングプラザ

鴻巣市大字箕田字吉右エ門三千百十一の一 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時(ただし、年間七十日午前九時)から午後九時まで

(変更後) 午前九時から午後十一時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分(ただし、年間七十日午前八時三十分)から午後九時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

ハ 変更年月日

平成二十年八月二十九日

ニ 届出年月日

平成二十年八月十四日

二 縦覧期間

平成二十年八月二十六日から平成二十年十二月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月二十六日から平成二十年十二月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百六十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、第二種区画漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 公示番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	地元地区	漁場の区域
区第一号	第二種区画漁業	こいの養殖業	一月一日から十二月三十一日まで	美里町広木字摩訶池四百七十四番地	広木地区	摩訶池三九一・七アール
区第二号	業	こいの養殖業	十一月まで	美里町駒衣字市場十七番地	駒衣地区	古沼二〇四・九アール

二 制限又は条件なし

三 免許予定日

平成二十一年一月一日

四 申請期間

平成二十年九月一日から同年十月二十日まで

五 存続期間

平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

埼玉県告示第千六百六十六号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条において準用する第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十一号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

秩父市山田字崩鼻二〇九九、二一〇三、二一〇六、字塔ノ入二一〇五、二一〇一三の一、二一〇三の二、二一〇四の一、二一〇五の一、二一〇七、二一〇八の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採することができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす

る。

3 間伐に係る森林は次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 指定の有効期間 七年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

埼玉県告示第千六百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年八月二十日認可した。

平成二十年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称 元荒川上流土地改良区

二 事務所所在地 行田市

埼玉県告示第千六百六十八号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号)第六条第四項の規定により、予定建築物の用途を限り指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する県土整備事務所及び当該市町村の都市計画法に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する県土整備事務所及び当該市町村の都市計画法に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日
 埼玉県知事 上田清司
 一 変更した予定建築物の用途を限り指定した土地の区域

市町村	土地の区域	予定建築物の用途
小川町	大字鞆負の一部	日本標準産業分類(総務省編集)において、次のイ及びロの分類に属する倉庫、事業所並びに荷さばき場並びにハ、ニ及びホの分類に属する倉庫並びに荷さばき場とする。
		イ・中分類H 運輸業、郵便業のうち・ 中分類44 「道路貨物運送業」 ・中分類47 「倉庫業」 ・中分類48

「運輸に附帯するサービス業」 ・中分類49 「郵便業(信書便事業を含む)」 ロ・大分類I 卸売業、小売業のうち・ 中分類50 「各種商品卸売業」から同55「その他の卸売業」まで	ハ・大分類E 製造業 ニ・大分類I 卸売業、小売業のうち・ 中分類56 「各種商品小売業」から同61「無店舗小売業」まで ホ・大分類M 宿泊業、飲
--	--

食サービス業のうち・中分類77「持ち帰り・配達飲食サービス業」

二 変更した日
 平成二十年八月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年八月二十六日
 埼玉県東松山県土整備事務所長
 亀井清司

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
 埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘三丁目二-四
 鳩山ニュータウン第五次建築協定
 委員長 山本 賢二

二 建築協定区域
 比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目六百六十四-三百六十八ほか八十二筆

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年八月二十六日
 埼玉県東松山県土整備事務所長
 亀井清司

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目八-一
 鳩山ニュータウン第六工区(一)
 (三)第七工区(三)(四)建築協定
 委員長 斎藤 卓史

二 建築協定区域
 比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目一千四百八十六-四百五十三ほか百四十三筆

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十年八月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第一号	平成二〇年七月三十一日	秩父郡横瀬町大字横瀬字拾貳番六四三三番四、六四三三番二、六四三三番六、六四三三番十三、六四三三番十四、六四三三番二六	四・二一、四・〇二、五・〇〇	三四・九四、五六・一一	秩父郡横瀬町大字横瀬六四三八番五加藤典男

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十八号

埼玉県建築基準法施行条例(昭和三十五年埼玉県条例第三十七号)第五十六条の三第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十年八月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第三号	平成二〇年八月七日	秩父郡長瀨町大字本野上字六道二七四番一号、二七六番一号	四・二	九九・五六三	秩父市桜木町二番一〇号 サクラホーム株式会社 代表取締役 山柴康広

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二〇年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新A	本庄市児玉町大字塩谷字下川原五八五番一地从先から 本庄市児玉町大字塩谷字下川原五九五番一地从先まで		一一・一九	五四・四〇	橋梁架け替え工事 新Bは工事期間中の歩道の迂回路であり、工事終了後は道路区域を廃止し現況復旧する。
新B			一一・一九		
旧A			一五・三〇		

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二〇年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 矢納浄法寺線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
	児玉郡神川町大字下阿久原字住居野八〇八番二地先から同郡同町大字下阿久原字水欠一四二三番二地先まで				五・一一〇 十六・二〇〇	四二四・〇〇		地方特定道路(改築)整備工事	
					一一・二六〇 四七・七〇				

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月十九日
杉整第七一四一―一号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称 北葛飾郡杉戸町清地五丁目六二五―三
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月二十六日
埼玉県杉戸県土整備事務所長

- 三 開発区域に含まれる地域の名称 北葛飾郡杉戸町大字宮前字前原一六七―三〇四
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北葛飾郡杉戸町大字目沼三九九番地 二二三 竹島 照好

一 許可番号 平成二十年七月十一日 指令杉整第二〇〇〇五五〇号

二 検査済証番号 平成二十年七月十一日 指令杉整第二〇〇〇五六〇号

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三百四十四号

平成二十年八月十九日
杉整第七一六一―一号

二 検査済証番号 平成二十年七月十一日 指令杉整第二〇〇〇五五〇号

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一―号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇(代表)